
2 「きれいなまちづくり重点地区」

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。

重点地区内において、平成23年4月1日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成23年4月1日条例改正により一部見直し

<重点地区>

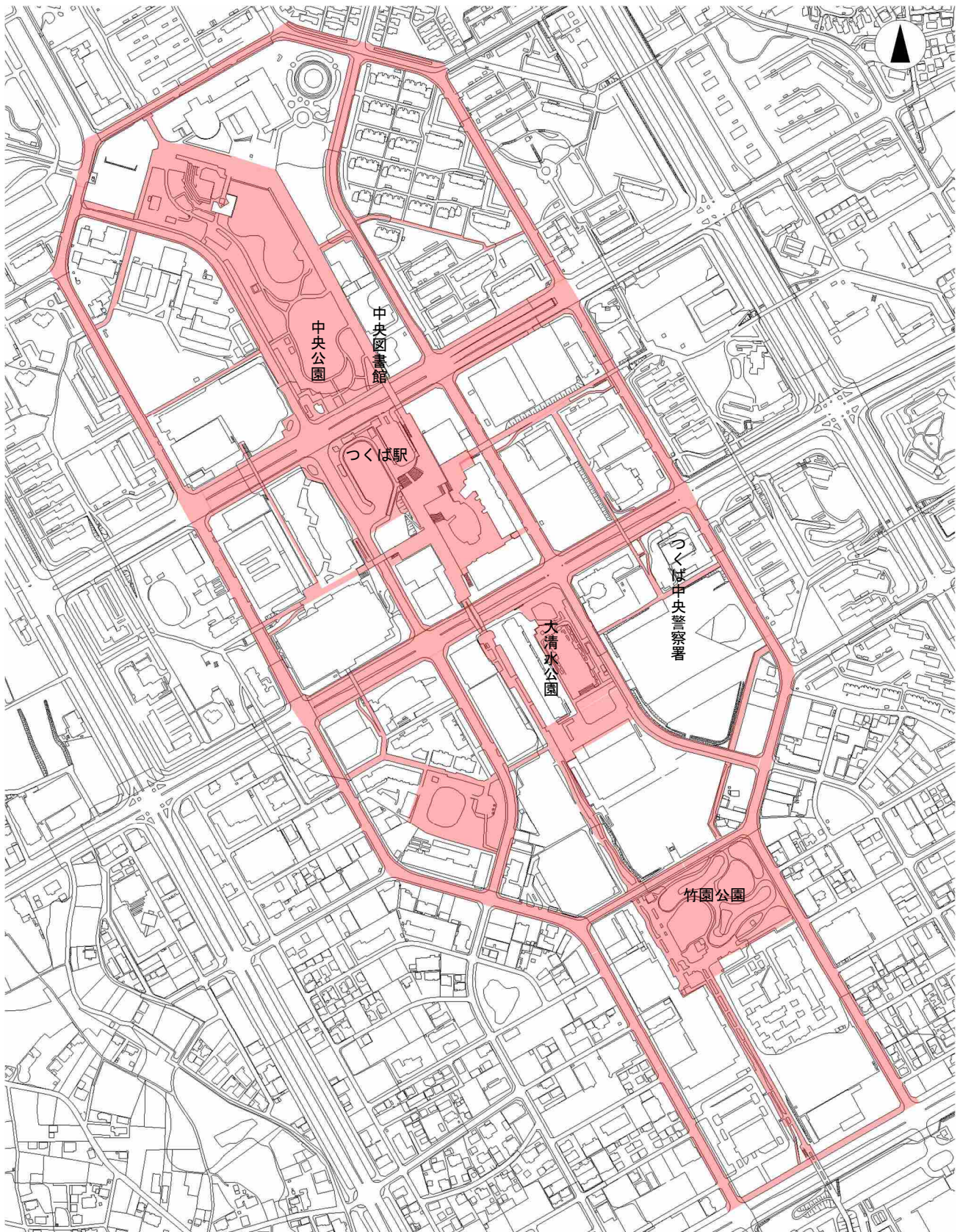
指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

指定地区：TX4駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区

(指定範囲は次頁以降の地図を参照)

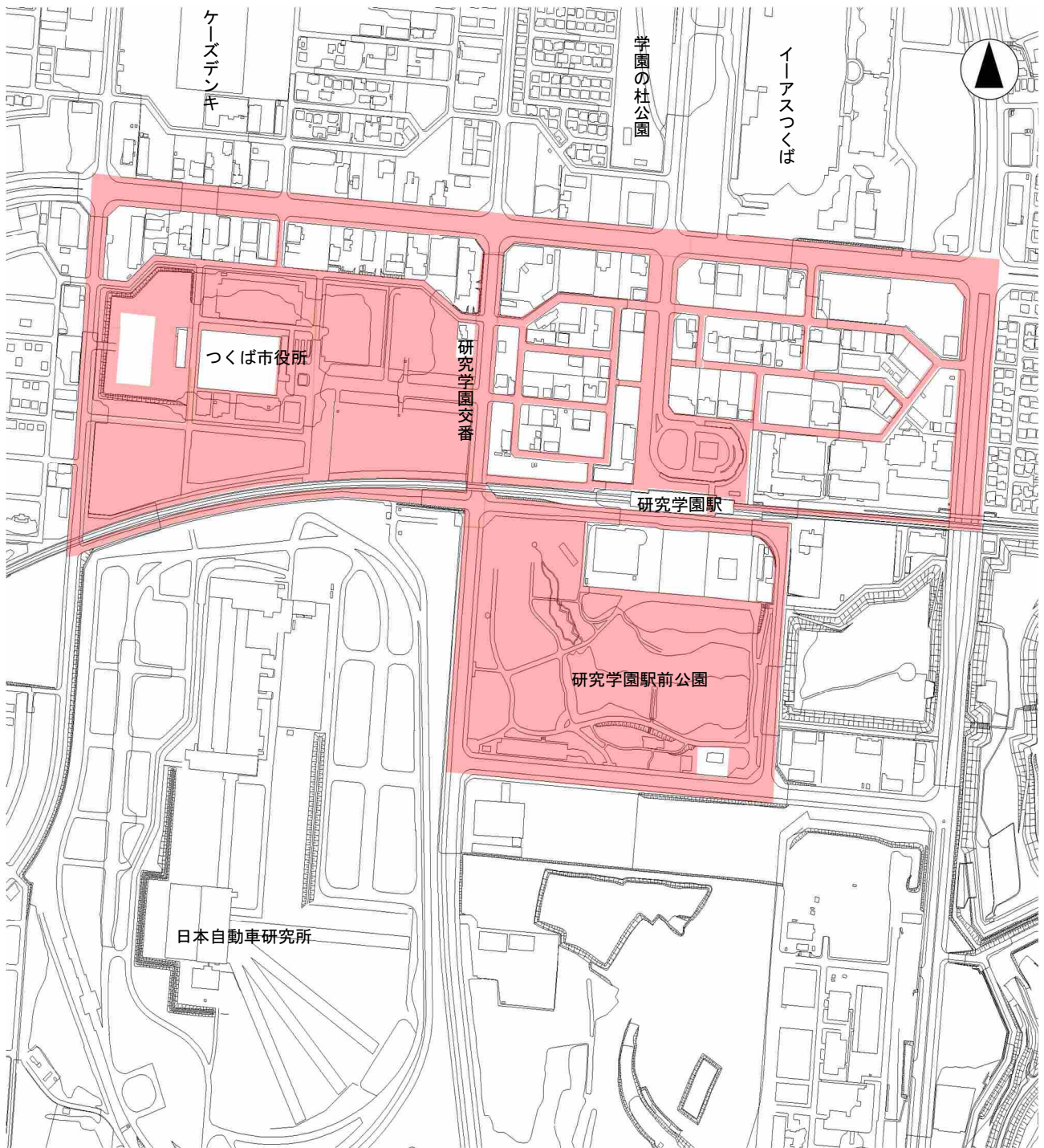
- ① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区

① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区



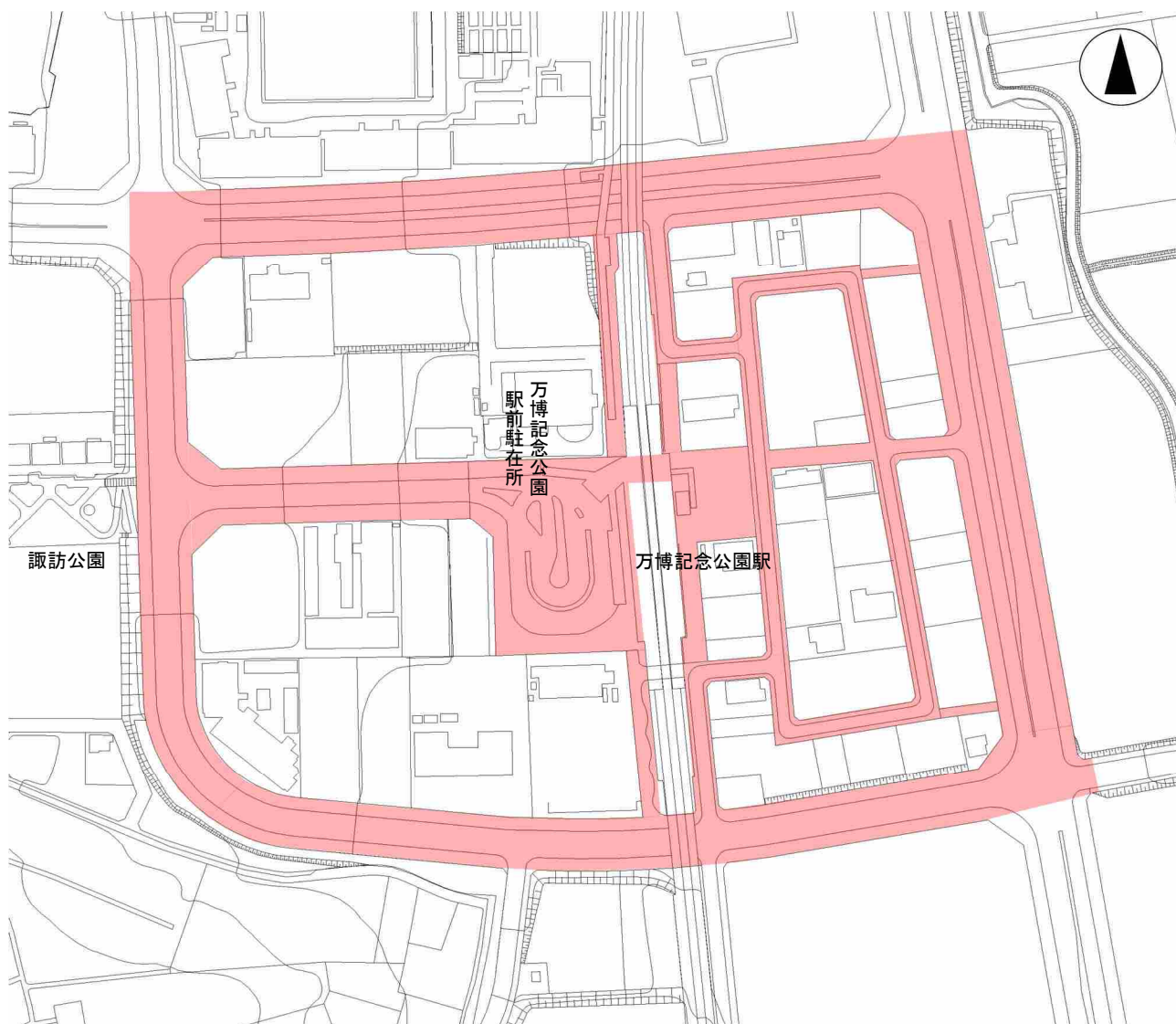
■ きれいなまちづくり重点地区

② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



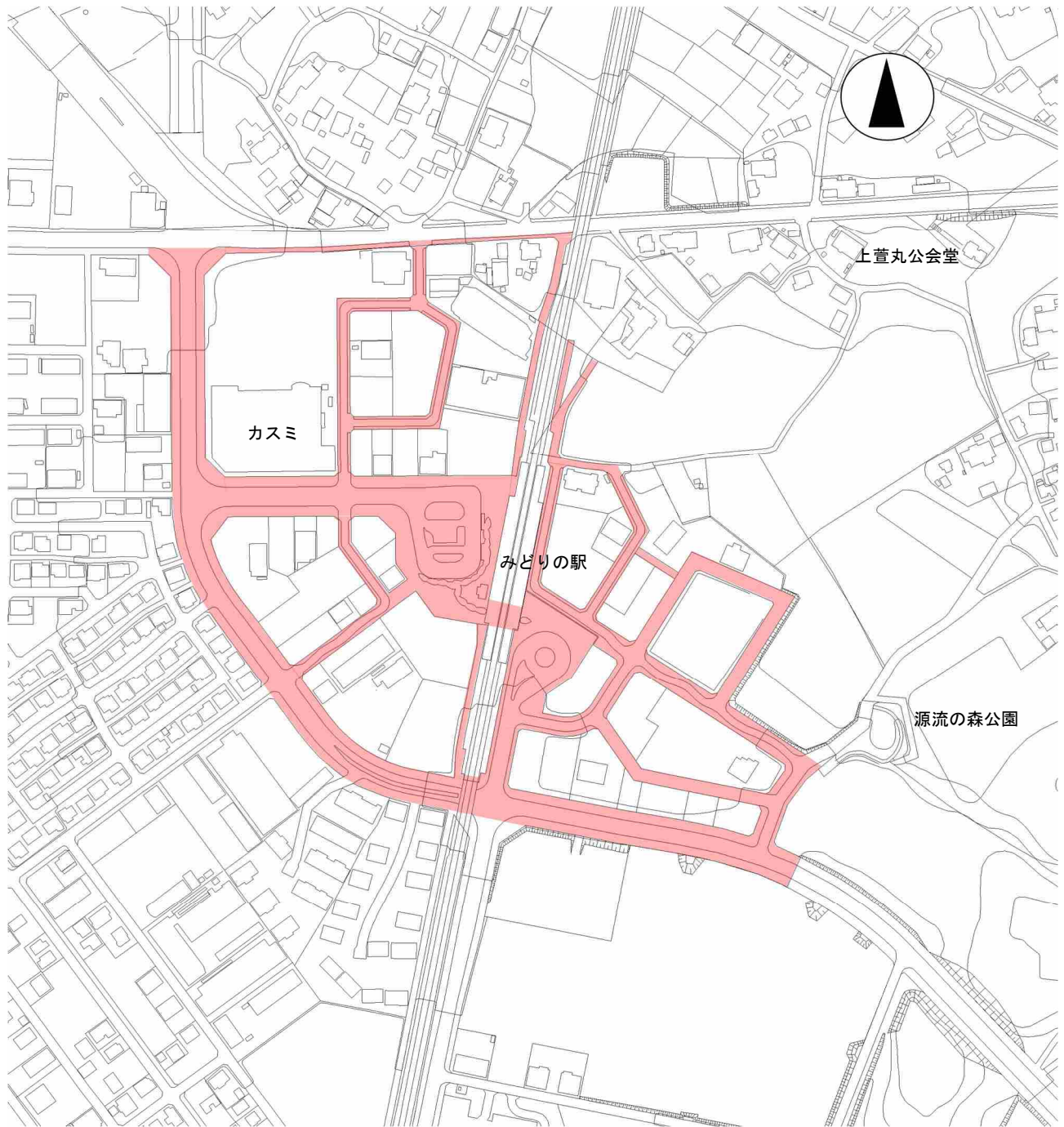
きれいなまちづくり重点地区

③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



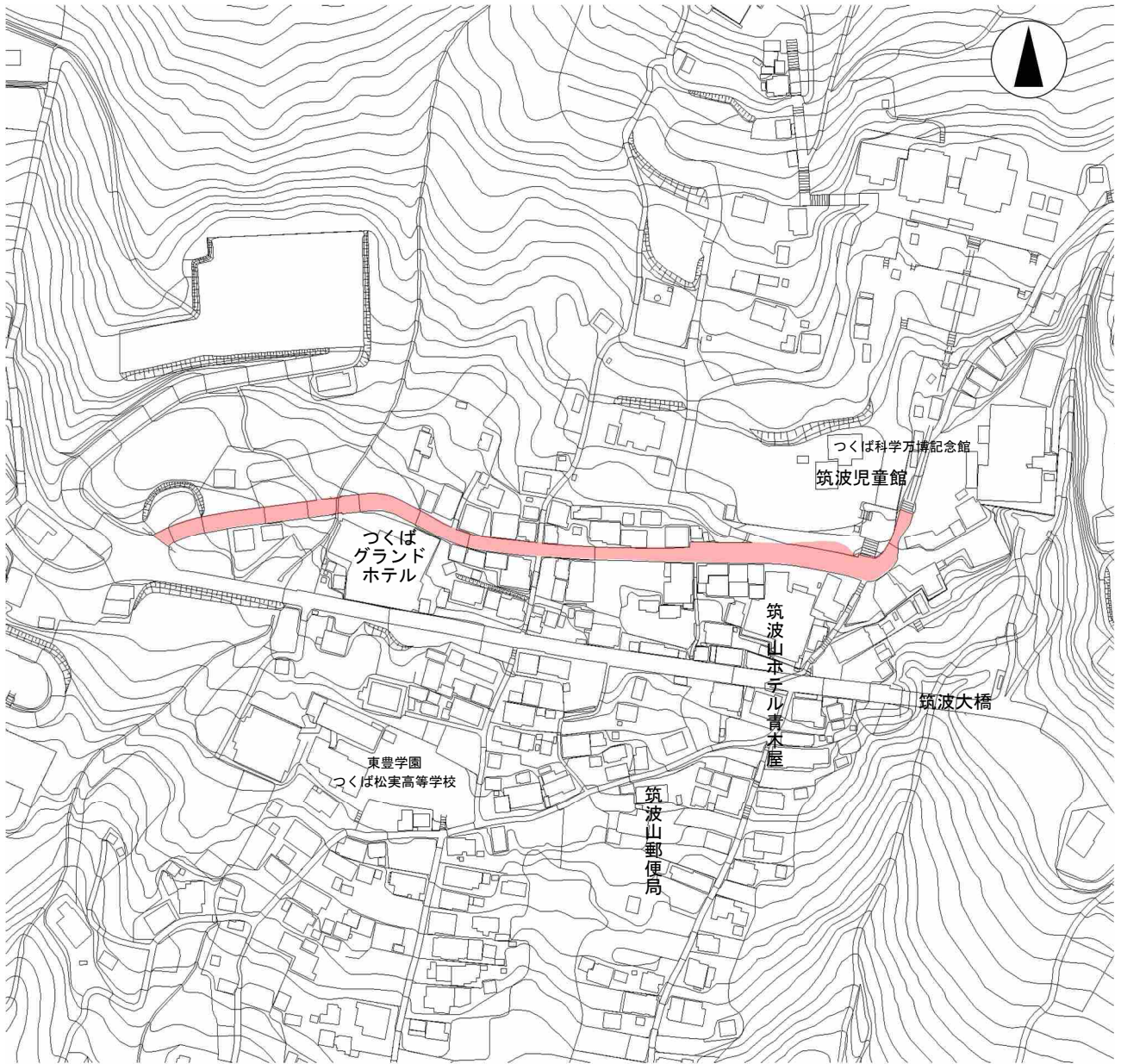
■ きれいなまちづくり重点地区

④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区



きれいなまちづくり重点地区

⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区



■ きれいなまちづくり重点地区

3 「用語解説」

あ 行

空家バンク制度

つくば市内の空き家の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい、買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。

違反広告物

つくば市屋外広告物条例に違反する広告物(例:電柱等の禁止物件に表示されたもの)等を指します。

か 行

環境美化推進会議

関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画、推進、点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。(P49 参照)

さ 行

自然体験学習会

河川流域の小学生にフナの稚魚放流や河川清掃を実施してもらい、河川愛護意識を養うための学習会です。

自転車等放置禁止区域

公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例によりTX各駅(つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅)周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置(すぐに移動することができない状態)すると撤去対象となります。

水質監視員

つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、平成28年度は25名が活動しています。

3R(スリーアール)ニュース

つくば市発行のごみとリサイクルに関する情報紙です。※3Rとは、「ごみの減量(Reduce)」、「再利用(Reuse)」、「再資源化(Recycle)」の、英語の頭文字をとった、ごみ減量の合言葉です。

た 行

大好きいばらき県民会議

共生・共創・共援の3つの理念のもと、団体や企業、行政が手をつないで支えあう県民運動の推進役として、平成7年9月に設立された団体です。

つくば市空き家等適正管理条例

空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。

つくば市環境審議会

市民や学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。(P49 参照)

つくば市きれいなまちづくり実行委員会

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。(P49 参照)

つくば市きれいなまちづくり条例

人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです(平成19年施行)。平成23年に改正し、罰則規定を設けています。

つくば市自転車等放置防止条例

自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成8年施行）。

つくば市戦略プラン

従来の総合計画に代わり、「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」を未来の都市像とする『つくば市未来構想』の理念を効果的・効率的に実現するため、市政の中でも特に重点的に取り組む施策に経営資源を配分し、組織横断的な取組を行うとともに、計画的に進行管理を行うことを目的に、平成27年に策定したものです。

本行動計画は、基本施策7「魅力ある居住・交流環境を創出する」の個別施策1「住環境の整備」に関連しています。

は 行

不法投棄監視ボランティア情報員（仮称）制度

不法投棄の防止及び早期発見を目的に、ボランティアによる監視を実施する制度です。